

【補助額等】

(モデル施設)

- ・措置児童数（延べ日数）：7,300 日^{*1}
- ・一時保護委託児童数（延べ日数）：509 日^{*2}

*1 年間の措置人員の平均が20人の場合（平成28年度実績）

*2 年間19件、1人当たり26.8日委託されている場合（平成28年度実績）

(暫定定員の計算方法)

通常：（前年度の在籍児童の延べ日数7,809日÷30.4日÷12月（小数点以下の端数切り上げ））×1.11

=24人（小数点以下第1位の数値により四捨五入）

特例：（前年度の在籍児童の延べ日数7,809日÷30.4日÷12月（小数点以下の端数切り上げ））×1.16

=26人（小数点以下第1位の数値により四捨五入）

【確保可能な職員数】

(乳児院)

- ・看護師又は児童指導員、保育士：1～3人程度*

* 入所児童数の規模により異なる。（入所児童数10人の場合：1人程度、入所児童数30人の場合：3人程度）

(児童養護施設)

- ・児童指導員、保育士：1～2人程度*

* 入所児童数の規模により異なる。（入所児童数30人の場合：1人程度、入所児童数60人の場合：2人程度）

ii 一時保護実施特別加算費《児童入所施設措置費》

安定的な一時保護の受入体制を整備するため、施設の定員外に一時保護専用施設を設けることにより、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在しないよう配慮を可能とするなど個々の子どもの状態に応じた適切な一時保護の実施に資する。

【要件】

以下の要件を満たす場合に適用される。

- ・施設の敷地内又は敷地外に一時保護のための居室等の専用設備を設けること。（定員4～6人）
- ・一時保護のための専任職員（児童指導員又は保育士2人及び管理宿直等職員（非常勤可））を配置すること。
- ・児童相談所より一時保護の要請があった際には応じなければならないこと。

【補助額等】

- ・保護単価^{*1} 定員1人につき月額：208,010円

- ・年齢別加算^{*2} 現員1人につき月額

乳児：206,110円、1歳児：192,910円、

2歳児：136,900円、年少児：29,060円

- ・乳児等受入加算費^{*3} 3歳未満児1人につき日額：2,410円

・その他（一般生活費等^{*4}） 措置により入所している子どもと同水準

- ＊1 その他地域の場合、児童指導員又は保育士2人及び管理宿直等職員（非常勤）の人事費等を算定
- ＊2 その他地域の場合、学童期の子どもの配置基準とそれぞれの年齢別配置基準の差分に係る人事費等を算定
- ＊3 補助職員の人事費等を算定
- ＊4 寒冷地加算、事務用採暖費加算、除雪費加算、学習指導費加算、特別指導費加算、一般生活費、被虐待児受入加算、幼稚園費、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、医療費、職業補導費、児童用採暖費、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費

【確保可能な職員数】

（乳児院）

- ・児童指導員又は保育士：3人*、管理宿直等職員：非常勤1人
- * 1月あたり1.6人程度の乳児を一時保護委託された場合。（職員2人分の費用は児童数にかかわらず固定的に補助される。）

（児童養護施設）

- ・児童指導員又は保育士：2人、管理宿直等職員：非常勤1人

iii 送迎加算《児童入所施設措置費》

校区外の施設から原籍校に通学する際や、被虐待児等で職員の学校への付き添いが必要な場合等の送迎費用を補助することにより、学習権や学校生活の連続性を保障することを可能とする。

【要件】

職員が学校に一時保護された子どもを送迎する場合に加算

【補助額等】

送迎が必要な子ども1人につき：1,860円×送迎延べ日数

【確保可能な職員数】

必要に応じて担当職員を配置

②養子縁組支援やフォースタリング機関の受託をはじめとする里親支援機能の強化

i 里親支援事業《児童虐待・DV対策等総合支援事業》

以下の業務に従事する専任職員の配置を可能とする。

【要件】

（里親委託推進等事業）

以下の要件を満たし、都道府県等から事業を委託されることにより適用される。

- ・ 里親等委託調整員を配置すること。
- ・ 委託先の候補となる里親家庭の選定、委託の打診と説明、子どもと里親の面会等、委託候補里親の選定及び委託に向けた調整又はその支援等を行うこと。

- ・ 里親等に委託された子どもの養育の内容や自立に向けた支援内容等、里親や委託児童本人の意向を踏まえ、効果的な自立支援計画を作成すること。
等

(里親トレーニング事業)

以下の要件を満たし、都道府県等から事業を委託されることにより適用される。

- ・ 里親トレーニング担当職員を配置すること。
- ・ 未委託里親に対して事例検討やロールプレイ、実習などのトレーニングを実施することにより、養育技術の維持、向上を図り、委託可能な里親を育成すること。
等

(里親訪問等支援事業)

以下の要件を満たし、都道府県等から事業を委託されることにより適用される。

- ・ 里親等相談支援員を配置すること。
- ・ 里親家庭や養子縁組家庭などを定期的に訪問し、相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親等への援助を行うこと。
等

【補助額等】

(里親委託推進等事業)

- ・ 1か所当たり年額：約632万円～約1,010万円*
- * 里親等委託調整員1人の人件費等の他、委託調整補助員（非常勤）の配置を可能とする人件費等を算定、新規里親委託件数に応じて補助額が増額される。

(里親トレーニング事業)

- ・ 1か所当たり年額：約745万円*
- * 里親トレーニング担当職員1人の人件費等を算定

(里親訪問等支援事業)

- ・ 1か所当たり年額：約971万円*¹
 - ・ 心理訪問支援員配置加算*²
 - 常勤職員を配置する場合 1か所当たり年額：約500万円加算
 - 非常勤職員を配置する場合 1か所当たり年額：約155万円加算
- *¹ 里親等相談支援員1人の人件費等を算定
*² 心理療法担当職員1人の人件費等を算定（配置する場合の加算）

【確保可能な職員数】

- ・ 里親支援担当職員*：5人（常勤4人、非常勤1人）
* 里親等委託調整員、調整補助員（非常勤）、里親トレーニング担当職員、里親等相談支援員、心理訪問支援員

ii 里親等への支援を担う担当職員の配置（里親支援専門相談員、家庭支援専門相談員）《児童入所施設措置費》

入所する子どもの里親等委託に向けた調整や、委託後の支援、児童相談所をはじめとする関係機関との連携を強化するための担当職員を配置することを可能とする。

【要件】

(里親支援専門相談員)

- ・ 里親支援専門相談員*を配置すること。
 - * 施設に入所する子どもの里親等委託に向けた支援や委託後のアフターフォローとしての支援、新規里親の開拓や地域の里親家庭への訪問等による相談支援等を実施。

(家庭支援専門相談員)

- ・ 家庭支援専門相談員*を配置すること。
 - * 施設に入所する子どもの家庭復帰に向けた親子関係再構築支援の他、新規里親の開拓や里親希望家庭への相談援助等の里親等支援を実施。

【補助額等】

(里親支援専門相談員)

- ・ 1施設当たり月額*：約46万円

* その他地域の場合、里親支援専門相談員1人の人件費等を算定

(家庭支援専門相談員)

- ・ 1施設当たり月額*：約46万円

* その他地域の場合、家庭支援専門相談員1人の人件費等を算定、定員30人以上の施設においては2人まで配置することが可能

【確保可能な職員数】

- ・ 里親支援専門相談員：1人

- ・ 家庭支援専門相談員：1人

iii 暫定定員の計算方法の特例《児童入所施設措置費》

入所する子どもの里親委託に積極的に取り組む施設の運営体制を維持するため、措置費の支弁方法に特例*を設けることにより、安定した収入を確保することを可能とする。

* 通常、定員充足率が9割未満になると措置費の支弁額を減額することになるが、当該特例により8.6割まで許容される。（2. ①のiと組み合わせると8割）

【要件】

以下の要件を満たす場合に適用される。

- ・ 里親支援専門相談員を配置又は里親支援機関に指定されていること。
- ・ 年間の入所児童のうち1割以上（前年度実績）の子どもを里親へ委託し、かつ、委託した子どものアフターケア等に取り組むこと。

【補助額等】

(暫定定員の計算方法)

通常：（前年度の在籍児童の延べ日数7,809日÷30.4日÷12月（小数点以下の端数切り上げ））×1.11

=24人（小数点以下第1位の数値により四捨五入）

特例：（前年度の在籍児童の延べ日数7,809日÷30.4日÷12月（小数点以下の端数切り上げ））×1.16

=26人（小数点以下第1位の数値により四捨五入）

【確保可能な職員数】

(乳児院)

- ・ 看護師又は児童指導員、保育士：1～3人程度*

* 入所児童数の規模により異なる。（入所児童数10人の場合：1人程度、入所児童数30人の場合：3人程度）

(児童養護施設)

- ・ 児童指導員、保育士：1～2人程度*

* 入所児童数の規模により異なる。（入所児童数30人の場合：1人程度、入所児童数60人の場合：2人程度）

iv 里親に対するレスパイト・ケア《児童入所施設措置費》

里親が一時的な休息のための援助を必要とする場合に、施設において子どもの養育を一時的に行うことを可能とする。

【要 件】

- ・ レスパイト・ケア実施施設としてあらかじめ都道府県等から指定を受けること。

【補助額等】

- ・ 子ども1人当たり日額：5,600円

【確保可能な職員数】

- ・ 必要に応じて担当職員を配置

③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化

i 児童家庭支援センター運営事業《児童虐待・DV対策等総合支援事業》

地域・家庭からの相談や、市区町村からの求めに応じた助言、児童相談所からの委託による在宅指導措置など、関係機関と連携しながら在宅支援に取り組むための体制の確保を可能とする。

【要 件】

- ・ 最低基準等に基づき、相談室の設置や相談等の業務を担当する職員（職員2人及び心理職（常勤又は非常勤））を配置する等の要件を満たし、都道府県等から設置の認可を受けることにより適用される。

【補助額等】

・ 事務費

常勤心理職配置の場合 1か所当たり年額：約1,149万円

非常勤心理職配置の場合 1か所当たり年額： 約765万円

・ 事業費 1か所当たり年額：約7万円～約515万円*

* 相談等の件数に応じて補助額が増額される。

※ 別途、開設のための準備経費（40万円）がある。

※ 専用設備を設ける場合、別途、施設整備費補助（次世代育成支援対策施設整備交付金）の活用（約1,900万円）が可能。

【確保可能な職員数】

- ・センター職員：3人（常勤2人*、非常勤1人）
* 相談等業務担当職員、心理職

ii 指導委託促進事業《児童虐待・DV対策等総合支援事業》

児童相談所からの委託による在宅指導措置など、関係機関と連携しながら在宅支援に取り組むための体制の確保を可能とする。

【要件】

- ・相談等の業務を担当する職員を配置し、都道府県等から委託を受けることにより適用される。

【補助額等】

- ・指導委託1件当たり：106千円

【確保可能な職員数】

- ・担当職員*：1人
* 委託件数に応じて配置

iii 育児指導機能強化事業《児童虐待・DV対策等総合支援事業》

地域家庭や入所する子どもの保護者等への支援のため、育児指導を行う職員の配置を可能とする。

【要件】

- ・保育士又は児童指導員等1人を配置し、子どもの発達段階に応じた子育て方法と一緒に行いながら伝えるなど、保護者に対する育児指導を行うこと。

【補助額等】

- ・1施設当たり年額：約483万円

【確保可能な職員数】

- ・保育士又は児童指導員：1人

iv 養育支援訪問事業《子ども・子育て支援交付金》

市区町村と連携しながら、養育支援が特に必要と認められる子育て家庭や出産前において養育支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対して、保健師等が居宅を訪問して養育に関する指導、助言等を行うアウトリーチ型の支援を可能とする。

【要件】

- ・訪問支援者については、研修受講を必須とする。なお、専門的相談支援は、保健師、助産師、看護師、保育士等が実施し、育児・家事援助については、子育て経験者、ヘルパー等が実施する。
* 養育支援訪問事業の実施について（平成26年5月29日雇児発0529第33号）を参照。

【補助額等】

- ・ 専門的相談支援 1訪問当たり：8,000円
- ・ 育児・家事援助 1訪問当たり：6,000円
- 民間団体へ委託する場合の運営事務費 1市区町村当たり：564,000円

【確保可能な職員数】

- ・ 訪問支援者*：1人
- * 訪問件数に応じて配置

v 産前・産後母子支援事業（モデル事業）《児童虐待・DV対策等総合支援事業》

特定妊婦からの相談や援助、支援計画の作成や関係機関との調整を行うコーディネーター、特定妊婦を居住させて支援するための看護師の配置を可能とする。

【要 件】

以下の要件を満たし、都道府県等から事業を委託されることにより適用される。

- ・ 予期せぬ妊娠など妊娠、出産について悩む妊婦のための相談窓口を開設すること。
- ・ 相談等を通じて支援が必要な妊婦等を把握した時は、妊婦等の心身の状況や現在の生活状況を踏まえ、支援計画を作成すること。
- ・ 産前産後に必要となる妊娠相談、分娩、生活相談、住居支援について、既存資源の活用も含めて調整し、支援を提供すること。
- ・ 出産後、自ら子どもを育てることができない場合など、母親が希望する場合には、児童相談所と連携し、特別養子縁組に向けた支援を行うこと。

【補助額等】

- ・ コーディネーターの配置等 1か所当たり年額：約703万円
- ・ 非常勤看護師の配置等* 1か所当たり年額：約573万円
- * 非常勤看護師を配置し、施設において居住支援・養育支援等を実施する場合

【確保可能な職員数】

- ・ コーディネーター：1人、
- ・ 看護師：非常勤1人

vi 子育て短期支援事業《子ども・子育て支援交付金》

ショートステイ事業^{*1}、トワイライトステイ事業^{*2}として、一時保護まで至らないケースへの支援等を実施^{*3}することを可能にする。

- * 1 一定期間（原則7日以内：必要に応じて延長可）子どもを預かる事業。
- * 2 平日の夜間又は休日に生活指導や食事の提供等を行う事業。
- * 3 遠隔地の家庭への支援のため、施設が里親等に委託して実施することも可能。

【要 件】

- ・ 適切に子どもを保護することができる施設*として、市区町村からの委託を受けることにより適用される。
- * 子育て短期支援事業の実施について（平成26年5月29日雇児発0529第14号）を参照。

【補助額等】

(ショートステイ事業)

- ・2歳未満児、慢性疾患児 1日当たり： 8,630円
 - ・2歳以上児 1日当たり： 4,720円
 - ・緊急一時保護の母親* 1日当たり： 1,200円
- * 経済的問題等により緊急一時的に母子ともに保護が必要な場合。

(トワイライトステイ事業)

- ・平日夜間の預かり
 - ・基本分 1日当たり： 900円
 - ・宿泊分 1日当たり： 900円
- ・休日の預かり 1日当たり： 2,010円
- ・送迎の実施 1施設当たり： 61,710円

※ 別途、開設のための改修費等（400万円）の補助制度がある。

【確保可能な職員数】

- ・担当職員*： 1人

* 受入日数に応じて配置

vii 地域子育て支援拠点事業《子ども・子育て支援交付金》

地域子育て支援拠点事業として、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施することを可能にする。

【要件】

- ・子育て家庭が集う場を設け、事業の実施にかかる要件*を満たして、市区町村からの委託を受けることにより適用される。
* 地域子育て支援事業の実施について（平成26年5月29日雇児発0529第18号）を参照。

【補助額等】

・基本事業

- ・一般型*¹ 1施設当たり年額：約795万円*³
- ・連携型*² 1施設当たり年額：約283万円*³

* 1 常設の地域の子育て拠点を設け、利用親子の交流促進、相談支援等を実施。 * 2 児童福祉施設等において、利用親子の交流促進、相談支援等を実施

* 3 開設日数、勤務形態により単価が異なる

※ 別途、開設のための改修費等（400万円）の補助制度がある。

【確保可能な職員数】

- ・担当職員*： 2人

* 一般型の場合、非常勤とすることも可能

第三 改正児童福祉法や高機能化及び多機能化・機能転換を踏まえた小規模かつ地域分散化の更なる推進

- ・ 現行の都道府県推進計画については、改正児童福祉法を受け、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直して、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していく必要がある。現在、各施設において策定している小規模化・地域分散化に向けた「家庭的養護推進計画」についても、改正児童福祉法による家庭養育優先原則に則って、各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けて着実に見直す必要がある。
- ・ すなわち、児童福祉法第3条の2の規定に則り、「できる限り良好な家庭的環境」を確保すべきであり、質の高い個別的なケアを実現すべきであるとともに、子どもは地域において育成されるという基本的な考え方方に立ち、小規模かつ地域分散化された施設環境を確保することが重要である。
- ・ 都道府県等においては、小規模かつ地域分散化の取組が進むよう、各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画の検討状況・課題等について隨時ヒアリングを行うことにより、個々の実情を把握し、適切な助言や支援を行うこと。なお、国においても、施設整備補助の審査に当たって、必要性と計画性を精査する。
- ・ こうした考え方のもと、今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先して進めていくこと。
- ・ なお、大舎から小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく方法や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく方法が考えられるが、どちらの場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定すること。過渡的にユニット化する場合でも
 - ・ 同一敷地内の戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに
 - ・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行うといった工夫を行うこと。
- ・ 既存の施設内ユニット型施設についても、概ね10年程度を目標に、小規模かつ地域分散化を進めるための人材育成計画を含めた計画を立てる。その際、既存ユニットは一時保護やショートステイのための専用施設や里親のレスパイト・ケアなど、多機能化・機能転換に向けて積極的に活用を進めていくことが求められる。また、下記のような心理職や医師、看護師などの即時対応ができるケアニーズが非常に高い子どもへの専門的なケア形態への転換を図ることも可能である。
- ・ 小規模かつ地域分散化の例外としては、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。このような場合においても、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には4人程度まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない（概ね4単位程度まで）ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。
- ・ 各施設に対して、こうしたことを通じて、「できる限り良好な家庭的環境」の確保に取り組むことを求める。
- ・ 厚生労働省においても、こうした各施設における取組に対する財政支援に最大限努力するとともに、取組状況の確認・向上につなげるため、今後、第三者を含む評価の在り方を検討する。また、乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた検討に資するための「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能

転換、小規模かつ地域分散化の進め方」の逐次の改正や、小規模かつ地域分散化の取組を推進するための優先的な施設整備費補助の配分など、必要な支援を講じていくとともに、将来的な措置費等の在り方についても検討していく。

- ・ また、児童心理治療施設、児童自立支援施設についても、ケニアーズの非常に高い子どもへの対応など、その性質や実態等に鑑み、国において、小規模化・多機能化を含めたその在り方について、当事者やその代弁者、有識者、施設関係者と意見交換を十分に重ね、その結果を踏まえ、施設の運営や新たな設置（改築）についての方向性を示す。

第IV 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた職員の人材育成

1. 施設における職員の人材育成を進めるために求められる今後の取り組み

- ・ 今後、施設での養育は、虐待等を受けたことにより家庭に対して否定的な情緒を抱えている子どもや、深刻な行動上の問題等のある子どもを真に抱え、それらの問題等の解決を目指した専門性の高い養育を実践していくことが求められる。
- ・ また、フォースタリング機関として里親と養育チームとして協働するなど、これまで培ってきた専門性を多機能化・機能転換を図る中で更に発展させていくことが求められる。
- ・ 乳児院・児童養護施設が、高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を通じて「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」への変革を進めるうえでは、それを担う職員の人材育成や確保が必要不可欠となる。
- ・ このような人材を育成するための研修は、子どもたちの抱える生活課題や発達の課題を明確にし、解決するための専門性を高めていくという視点が重要となり、単なる講義中心の研修だけではなく、OJT等の実践的な内容も取り入れ継続的に行われていく必要がある。
- ・ また、小規模かつ地域分散化に当たっては、グループ内での課題が周囲に伝わりにくいなど、職員が孤立しないよう、施設長や基幹的職員などのスーパーバイズや、各グループのリーダー的職員の育成も欠かせない。
- ・ 厚生労働省においては、職員の人材育成に向けて、職員向けの研修プログラムの開発や指導者養成研修の実施等に取り組んでいくこととしており、都道府県等においても、人材育成の機会の確保に努めることが求められる。
- ・ また、職員の確保のためには、職員が意欲的に学べる場を提供することはもとより、キャリアパス等の整備により、働きがいのある職場を目指す環境づくりも重要である。

2. 施設における人材育成を進める上で活用可能な研修等

- ・ 各施設が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた職員の人材育成や確保を進める上で、現在、活用可能な研修事業等を以下に示す。

①職員の資質向上のための研修等事業《児童虐待・DV 対策等総合支援事業》

以下の研修に、施設職員が参加するための参加費用や研修時の代替職員を雇用するための経費を補助している。

i 短期研修

各施設種別、職種別に行われる3～4日程度の宿泊研修により、入所児童に対するケアの充実を図る。

ii 長期研修

一定期間（1～3か月程度）、障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。

※ 事業の実施に当たり、都道府県等に1か所研修調整機関を設け、研修の受入側と送り出し側の調整、代替職員のあっせん等事業の円滑な実施を図る。

②基幹的職員研修事業《児童虐待・DV 対策等総合支援事業》

施設における基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するため、一定の経験を有する者を対象にした基幹的職員研修を開催するための経費を都道府県等に対して補助している。

③処遇困難事例研究事業《児童入所施設措置費》

在宅の障害児（者）等の介護経験者や在宅の非行等の問題行動を有する子どもの養育経験者等を施設に招き、近隣施設の職員と共同で処遇困難事例等の研究会を開催するための経費を施設に対して補助している。

④フォスタリング機関職員研修《国立武蔵野学院附属養成所（研修部）》

児童相談所や民間機関等の里親支援を担う職員に対して、里親支援に必要な技術の習得や、里親と関係機関の連携・共働に向けた研修を開催している。

⑤社会的養護処遇改善加算費《児童入所施設措置費》

職員の処遇改善や、ユニットリーダー、小規模グループケアリーダー等へのキャリアアップ等を通じた人材確保・育成に向けて、職員給与の改善に必要な経費を補助している。

第V 計画的な推進に向けて

前述したとおり、現行の都道府県推進計画については、抜本的に改正された児童福祉法の新しい理念である子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現するため、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直して、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していく必要がある。

この見直しの中で、都道府県等は、在宅家庭や里親家庭の支援体制の充実等といった施設による高機能化及び多機能化・機能転換の見込みを把握し、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画を策定することとしている。

都道府県等においては、各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画や、小規模かつ地域分散化を進める計画の見直しの検討状況・課題等について隨時ヒアリングを行うことにより、個々の実情を把握し、関係者との間で綿密な協議を重ねながら、適宜適切な助言や支援を行うことが求められる。

その際、都道府県推進計画の見直しに向けて把握した市区町村における取組や、代替養育を必要とする児童数及び里親等委託が必要な児童数、包括的な里親等支援体制の構築やそれを踏まえた里親等で養育可能な児童数、在宅支援ニーズの見込みなどの

都道府県内の社会資源及び子ども家庭の状況を踏まえて、各施設において具体的かつ実現可能な計画が策定されるよう配慮することが必要である。

(参考) 乳児院・児童養護施設における取組事例

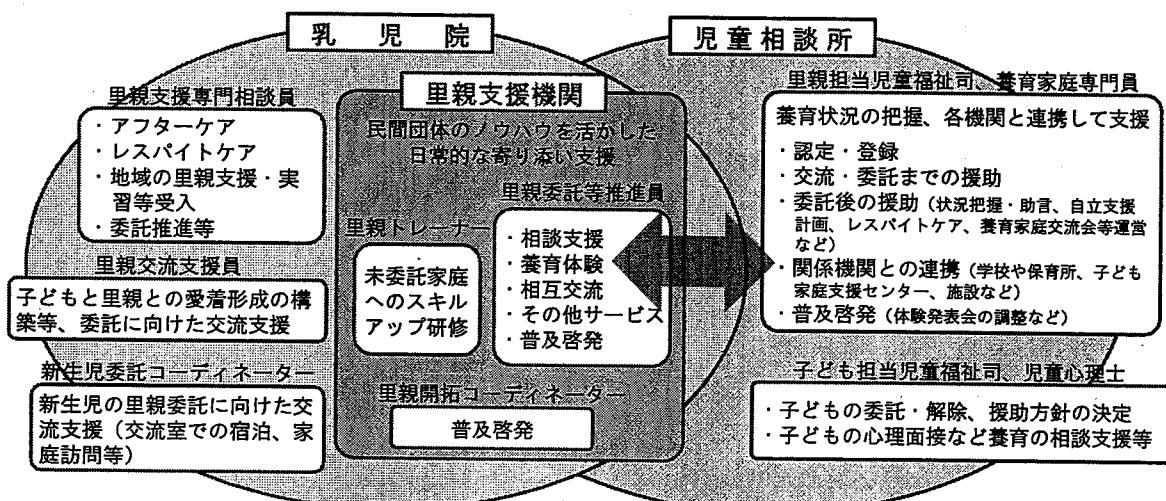
【二葉乳児院（社会福祉法人二葉保育園）における取組】

①家庭復帰に向けた取組

- ・ 入所打診から入所日までの間に確認しておくこと
 - ・ 看護サマリーを確認
 - ・ 親の状況を確認
 - ・ 関係機関の関わりを確認
 - ・ 入所当日の同行者の確認
 - ・ 入所段階で考えている方針（家庭引き取りの有無。入所期間等）の確認
 - ・ 受け入れクラスの確認、当日までの準備、立ち会い者の確認 等
- ・ 入所後から退所日まで
 - ・ 初回面会日には児童相談所の担当児童福祉司が同席
 - ・ 面会前日に体調確認の電話
 - ・ 面会室を活用した面会（親の状況に応じて定期的に面会）
 - ・ 面会を短時間から始めて、徐々に近隣の散歩や昼食介助を経て、外泊へと繋げていく。外泊期間も段階的に増やしていく。
 - ・ 家庭復帰前に関係者会議を実施
 - ・ 多くのケースでは保育所の入所決定後に家庭復帰に移行

②里親支援の取組

- ・ 乳児院として、昭和61年から30年以上に亘り里親支援に取り組む。
- ・ 里親支援に関わる職員は里親等委託推進員6人（うち里親トレーナー1人、里親開拓コーディネーター1人）の他、乳児院の里親支援専門相談員・里親交流支援員2人、新生児委託コーディネーター2人の計10人。
- ・ 里親等委託推進員は臨床心理士や、精神保健福祉士、社会福祉士の資格を持つほか、乳児院や児童養護施設、児童相談所等での職歴・経験を有している。
- ・ また、里親等委託推進員を4か所の児童相談所に派遣（週4回勤務。週1回は乳児院において、打ち合わせや合同研修・サロンの企画・運営等を実施。）している。
- ・ このような体制により、児童相談所職員と密接に連携しつつも、児童相談所とは少し違う立場で、里親と児童相談所との橋渡しをしながら、職員の資格・職歴等に基づく専門性の高さや、民間ならではの柔軟で・長期間に亘る継続的な支援体制を活かした支援を行っている。

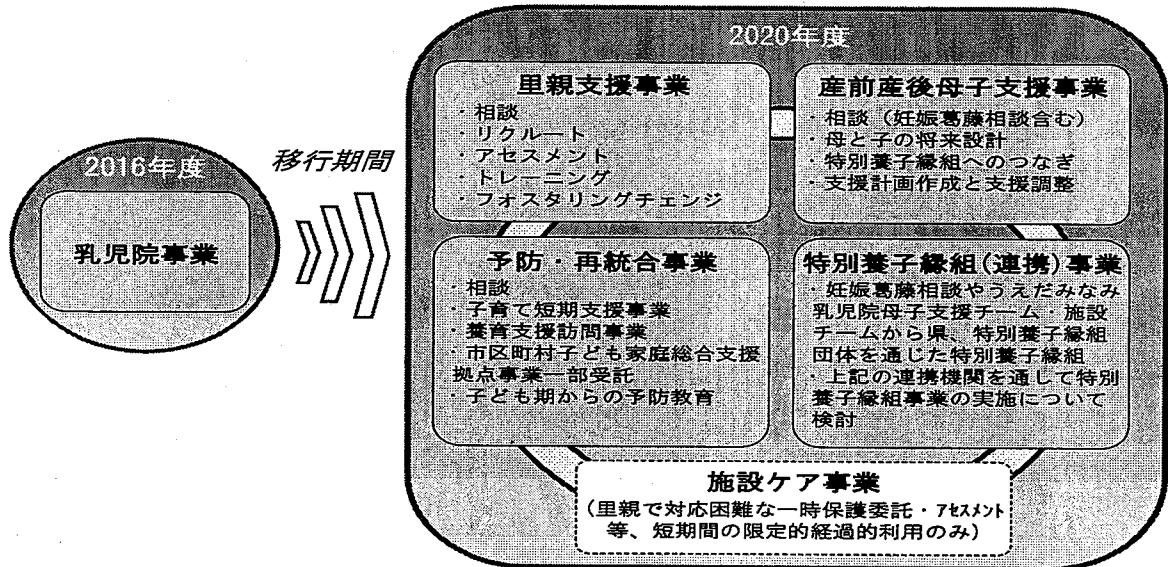


③地域支援の取組

- ・ 地域子育て支援センター二葉として、市区町村から委託を受けて、以下の地域子育て支援活動を実施。
 - ・ 地域子育て支援拠点事業（子どもや子育てに関する相談、育儿支援情報提供、保護者の仲間作り支援、親と子のひろばの運営）
 - ・ 一時保育事業（未就学児の一時的な保育）
 - ・ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
 - ・ ホームスタート（妊婦や未就学児がいる家庭を対象に、研修を受けたボランティアが無償で訪問し、育儿や家事を一緒に行う家庭訪問型子育て支援） 等職員は、地域活動ワーカー5人、一時保育2人、ふたばっこ（未就園児の少人数集団保育）2人、ショートステイ専任2人

【うえだみなみ乳児院（社会福祉法人敬老園）における取組】

- ① 2020年度までに、乳児院に里親支援事業、産前産後母子支援事業、予防・再統合事業、特別養子縁組（連携）事業の機能を付加し、多機能化・機能転換を進めることを計画。

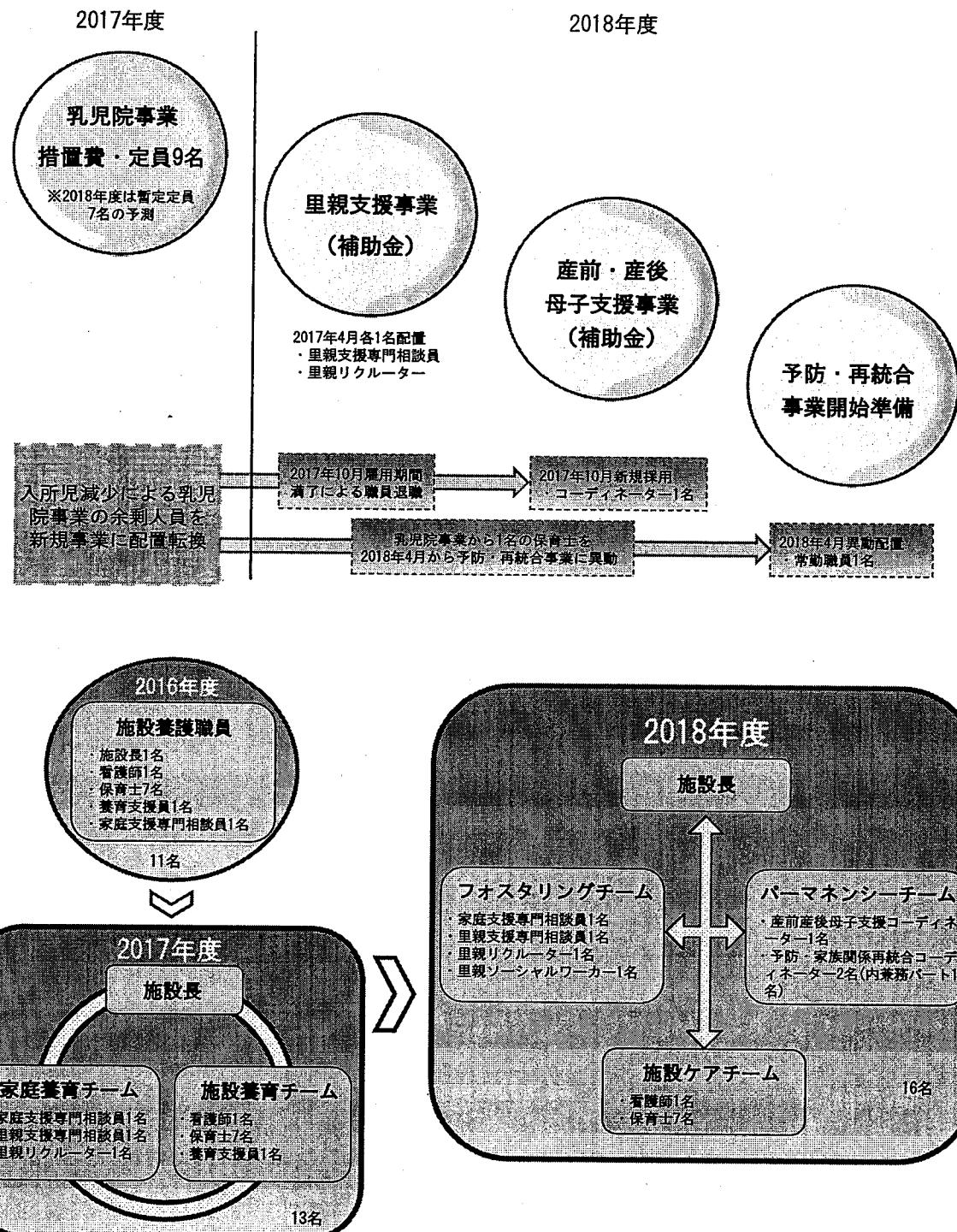


※調整中の内容を含む

- ② 上記の多機能化・機能転換に向けて、長野県や近隣市町村と協議しながら計画的に移行を進めており、平成29年度においては、里親支援事業や産前産後母子支援事業、特別養子縁組（連携）事業に関して、先行して取り組む民間団体からのコンサルティングも受けながら、取組に向けた準備を進めている。また、里親支援事業については、チラシの配布等のリクルート活動を開始している。

事業名	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
施設ケア事業	2018年1月～ 計画的定員減 → ← コンサルティング →	一時保護委託、アセスメント等に特化 → 2017年6月～ リクルート・アセスメント・トレーニング		
里親支援事業	自治体・関係機関協議 → ← コンサルティング →	2017年10月～ 事業開始		
産前産後母子支援事業	10月社会福祉士採用 →	2018年4月～ 事業開始		
予防・再統合事業	→	→		
特別養子縁組（連携）事業	← コンサルティング → 2017年度後半～ 県や他の民間団体との連携	事業開始 →		
新機能乳児院事業				

- ③ 里親への移行等による入所児童数の減少に併せて、現行の予算事業も活用しながら、計画的に職員の配置転換を進めるとともに、多機能化・機能転換に向けた職員の増員等を進めることとしている。



【熊本乳児院（社会福祉法人熊本市社会福祉協会）における取組】

- ・産前・産後母子支援事業の委託を受けて、特定妊婦等への支援を実施。

（相談体制）

- ・専任のコーディネーター1人を中心として、乳児院の職員の協力の下、24時間体制での電話受付体制を確保。
- ・その他、来所、メール、訪問による相談支援を実施。

（関係機関との連携）

- ・産科医療機関、助産師との協力体制を確保し、出産直前の特定妊婦等からの相談受付時に迅速に対応出来る体制を確保。
- ・中長期的な生活の場の確保のため、母子生活支援施設や民間シェルターと連携。
- ・母子生活支援施設との協議により、出産前からの入所支援体制を確保。
- ・生計支援に関して、生活困窮者支援を行う市町村窓口等と連携。
- ・養育支援に関して、他の乳児院や児童養護施設とも連携。
- ・法律事項に関する相談への対応のため法テラスと連携。

（相談窓口の周知）

- ・チラシ配布、広報誌、ラジオ、ケーブルテレビを活用した相談窓口の周知。
- ・若年の特定妊婦等への対応のため、ホームページ掲載やSNS（フェイスブック）による発信。

（本事業を乳児院が取り組むまでの強み）

- ・新生児の養育経験値が充分にあること。
- ・病児や障害児の養育を行い、そのスキルがあること。
- ・保護者に対する日常の養育支援を実施（家庭訪問や来所による支援）するにあたり、そのスキルと実績を積んでいる。
- ・乳児院に休日はなくいつでも来所して貰い一緒に施設内で過ごすことで適切な子どもへの関わり方のモデルを見てもらうことができる。
- ・保育士、心理士、看護師、栄養士、SW等様々な職種の職員が勤務しておりチームでの保護者及び子どもへの支援が可能である。
- ・産科医療機関から直接乳児を預かることも多く、協力関係作りに要する時間を省くことができる。
- ・乳児院の職員は、家庭復帰支援や里親委託の過程において、保護者の生活に何が必要かの観察も行っており生活支援を実施するにあたりそのスキルが活かされる。

【至誠大空の家（社会福祉法人至誠学舎立川）における取組】

①小規模化・地域分散化の取組

➤特色・運営上の工夫

(地域小規模児童養護施設)

- ・ 職員数：専任職員3人＋家事・宿直補助者
- ・ 緊急時対応等のため、本体施設（各グループ間）と内線電話を繋げ、日常的に連絡相談や緊急時対応ができるようにしている。
- ・ 本体施設の会議・研修に参加し、理念・支援方針・情報等の共有で職員の専門性情報共有と資質の向上を図っている。
- ・ 子どもの安心安全、プライバシー保護のために、子ども部屋の個室化を可能にする7LDKの一軒家を賃貸で活用。
- ・ 子どもの部屋は個室化。



➤効果

- ・ 「ふつうの暮らし」に近い生活環境と少人数でプライバシーの確保もできる個室もあり、子どもが「自分の居場所」と思える生活体験が營みやすい。
- ・ 子どもの生活に目が届きやすく、個別の対応もしやすい。「あなたを大切に思っている」、「自分は大切にされている」と実感できる相互作用が生まれやすい。
- ・ 生活集団の規模が小さく、ストレスや刺激を軽減できる。
- ・ 大人との安定した人間関係の中で自己肯定感を育てやすい。
- ・ 日々の生活で調理や家事、暮らし方などが自然に身につき、将来の暮らしのモデルをイメージしやすい。
- ・ 近隣とのコミュニケーションを学びやすい
- ・ 将来の暮らしのモデルをイメージしやすい

②自立支援・アフターケアの取組

➤取組方針

- ・ 自立支援コーディネーター及び職業指導員が中心となり、子ども達が自分の希望と適性に合った進路に進めるよう、また地域社会との交流や施設での生活を通じて、他者との距離感や付き合い方を学び、自立後の家庭及び社会生活において適応し、調和できる能力が養われるような支援を目指す。
- ・ 措置延長を積極的に活用した進学・就労支援、経済的な安定を確保できるよう各種奨学金・退所児童の自立支援事業（生活費・家賃・身元保証等）。

➤具体的な取組内容

- ・ 自分の希望する進路に進むための学力支援
　中学生・高校生の学力の向上のために、大学生の学習ボランティアや地域の学習塾を積極的に利用している。
- ・ 生活力向上支援
　小規模ケアによる生活技術の習得と高校生には自立後の生活を想定してもらいたい、生活費や学費のシミュレーションを職員と重ねていく。現実を認識し、自立のための必要な準備に繋げている。

・社会性向上支援

自立に最も大事な人との繋がる力を養うために、高校生からアルバイト等の就労体験（生活費・進学費用）、地域内企業だけでなく、法人内の保育・高齢者施設の機能を利用、施設・地域内での行事等の運営体験で自信に繋げている。

・関係支援団体との連携支援

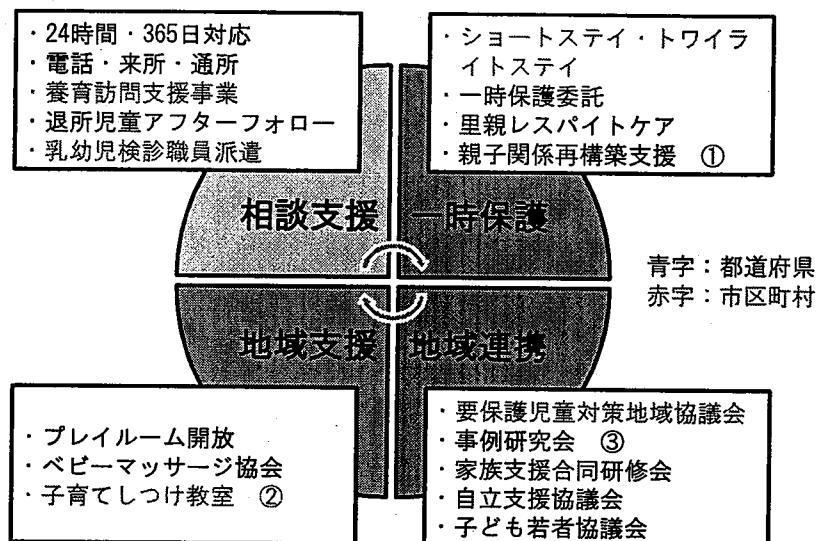
NPO等団体や企業の社会貢献事業と連携し、奨学金の活用と各種の自立支援プログラムの参加を中学生から勧め、子ども達の知識や社会性を拡げている。

・就職・進学自立した青年のアフターケア

- ・本人の同意を得て奨学金、貸付金の管理を支援。インケア時より、申請手続き・運用等と一緒に進めている。
- ・定期的に青年達が施設へ来園、職員が自宅訪問等で相談支援、状況を把握できる関係を築いている。
- ・上記の支援を重ねていくことで、進学中から職場定着までの支援、離職時の再就職・住居等の生活支援に繋がっている。
- ・退所した青年達が集える場として、複数の児童養護施設が共同で主催するサロン活動の取組が、相談や憩いの場として効果が出てきている。

【清浄園（社会福祉法人清浄園）における取組】

- ・児童家庭支援センターを中心として、相談支援、地域支援、一時保護、地域連携に取り組む。
- ・職員体制：4人（常勤職員3人、非常勤職員1人）。



①親子関係再構築支援

- ・入所児童の家族を対象に、一時帰省や、親子での調理や食事、宿泊体験などの子どもとの関わりを、職員が見守りながら実施。
- ・家庭復帰の際には、市町村担当者や学校関係者を招き、「家族応援会議」を開催し、子どもの安全を中心とした家庭復帰後の支援体制について、家族とともに確認を実施。

②子育てしつけ教室

- ・地域で育児不安や孤立感を感じている子育て中の親に対して、講座を開催して、子育てスキルの向上や、それに伴う育児不安等の解消へと繋げている。

③事例研究会

- ・自治体職員、施設職員、小児科医等の一次予防から参事予防までの現場の最前線を担う支援者が集まり、事例検討及び専門家による助言や講義等を実施。（毎月第3金曜日の19時～21時に開催）
- ・これにより支援者の質の向上や知識及び技術の向上に繋げられている。

子発 0706 第4号
平成30年7月6日

各 都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市市長 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

一時保護ガイドラインについて

児童相談所の運営及び活動については、児童福祉法、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則に定めるほか、一時保護を含む基本的な業務の在り方等については、従前より「児童相談所運営指針について」（平成2年3月5日付け児発第133号）において具体的に示しているところである。

現状において、一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的として示すものとして、今般、児童相談所運営指針の一時保護に関する記載を削り、別添のとおり一時保護ガイドラインを作成したので、内容について御了知いただくとともに、児童相談所はじめ管内の市区町村、関係機関、関係団体に対し周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

(別添)

一時保護ガイドライン

I ガイドラインの目的

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るために行われるものである。しかしながら、子どもの安全確保のみならず、権利擁護も図られる必要があることに加え、子どもの安全確保に重きが置かれ、子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応が十分できていないことがあることや、ケアに関する自治体間格差、学校への通学ができないことが多いなど学習権保障の観点からの問題、一時保護期間の長期化などの問題が指摘されている。

このため、一時保護の基本的な考え方を一時保護に関わる職員や機関が共有し、適切に支援を行うことが重要である。

平成 28 年 6 月 3 日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年児童福祉法等改正法」という。)により、子どもが権利の主体であることや、家庭養育優先の理念とともに、一時保護の目的が、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化された。

また、平成 28 年児童福祉法等改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」で取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」(平成 29 年 8 月 2 日)においては、平成 28 年児童福祉法等改正法の基本的な考え方を踏まえ、一時保護の見直しの必要性が提示された。

このような一時保護は子どもの最善の利益を守るため、子どもを一時的にその養育環境から離すものであるが、そうした中でも、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。本ガイドラインは、現状において、一時保護に関して指摘されている問題解決に向か、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的として示すものである。

なお、本ガイドラインに記載されていることにとどまらず、一時保護において子どもの状況等に最も適した環境等で生活やケアの質が確保され、子どもの最善の利益が図られるという観点から、また、「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」の開催について」(平成 30 年 6 月 15 日付け子発 0615 第 1 号 厚生労働省子ども家庭局長通知)でお示しした、児童虐待防止対策の強化に向

けた更なる対応の検討結果等も含め、不斷の見直しを進め、今後も一時保護の改善のため必要な内容を本ガイドラインに盛り込んでいくこととする。

II 一時保護の目的と性格

1 一時保護の目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 33 条の規定に基づき児童相談所長又は都道府県知事、指定都市の長及び児童相談所設置市の長（以下「都道府県知事等」という。）が必要と認める場合には、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、子どもを都道府県等が設置する一時保護施設（以下「一時保護所」という。）に保護し、又は警察署、福祉事務所、児童福祉施設、里親その他児童福祉に深い理解と経験を有する適切な者（機関、法人、私人）に一時保護を委託する（以下「委託一時保護」という。）ことができる。一時保護の判断を行う場合は、子どもの最善の利益を最優先に考慮する必要がある。

なお、虐待等を受けた子どもの一時保護については、本ガイドラインに定めるほか、「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」（平成 9 年 6 月 20 日付け児発第 434 号厚生省児童家庭局長通知）及び「子ども虐待対応の手引き」（平成 11 年 3 月 29 日付け児企発第 11 号厚生省児童家庭局企画課長通知）による。また、各都道府県等において、本ガイドライン等を踏まえ、一時保護の詳細について、具体的な要領を定めることが適當である。

2 一時保護の在り方

一時保護は、児童相談所が行う相談援助活動の中で一時保護による子どもの安全確保やアセスメントが必要な場合に行うものであり、その期間中に、生活場面で子どもと関わり寄り添うとともに、児童相談所において関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援内容を検討し方針を定める期間となる。

また、子どもにとってもこの期間は自分自身や家庭のことを振り返り、周囲との関係や生活を再構築する意義がある期間であり、そのための環境を整えるとともに、子どもの生活等に関する今後の方針に子どもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行うことが必要となる。

一時保護においては、こうした目的を達成するとともに、子どもの精神状態を十分に把握し、子どもの心身の安定化を図り、安心感をもって生活できるよう支援する。

一時保護の多くは、子どもを一時的にその養育環境から離す行為であり、子どもにとっては、養育環境の変化により、精神的にも大きな不安を伴うも

のである。子どもによっては、一時保護を行う場所が福祉的支援と初めて会う場となることも少なくない。

加えて、一時保護が必要な子どもについては、その年齢も、また一時保護を要する背景も虐待や非行など様々であることから、一時保護に際しては、こうした一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援を確保し、子どもにとっての一時保護の意味を十分考慮を入れた、子どもに安心感をもたらすような十分な共感的対応を基本とした、個別化された丁寧なケアが必要となる。

支援に当たっては常に子どもの権利擁護に留意し、身体的苦痛や人格を辱める等の精神的苦痛を与える行為は許されない。

なお、一時保護における子どもに対する支援の詳細については、「V 一時保護生活における子どもへのケア・アセスメント」を参照する。

(1) 一時保護の強行性

一時保護や里親等への委託又は児童福祉施設等への措置に移行する場合などのソーシャルワークの提供においては、常に子どもの意見を尊重することが求められる。こうした支援に対して、子どもが否定的な意見を持つ場合も少なくないが、その際には、関係機関が子どもの意向に沿わない判断をした理由を提示し、子どもの納得が得られるよう、尽力しなければならない。

一方で子どもの安全確保のため必要と認められる場合には、子どもや保護者の同意を得なくても一時保護を行う。なお、子どもが保護を求めているにも関わらず、保護者が保護を拒否するなど、保護者の同意が得られない場合も同様である。これは、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図る必要があることや、一時保護が終局的な支援を行うまでの短期間のものであること等から認められているものである。

特に児童虐待対応においては、対応が後手に回ることで、子どもの生命に危険が及ぶ可能性があることから、子どもや保護者の同意がなくとも、子どもの安全確保が必要な場面であれば、一時保護を躊躇なく行うべきである。

また、現に一時保護を行っている子どもが無断外出した場合において安全確保のため必要と認められる場合には、その子どもの同意を得なくても再び保護することができる。ただし、この場合においても、子どもや保護者の同意を得るよう努める。

一時保護は行政処分であり、保護者等は行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条（児童相談所長又は都道府県知事等が措置を行った場合の都道府県等に対する審査請求）に基づき不服申立てを行うことができる。なお、行政処分としての措置を書面で行う場合には、同法第82条

第1項により保護者に対し、不服申立ての方法等について教示しなければならない。行政処分としての措置は、原則として文書により通知する。また、同法第82条第2項に基づき、子どもが利害関係人として行政処分に不服申立てしたい旨の申出があった場合には、不服申立ての方法等について教示しなければならない。

(2) 一時保護の機能

一時保護の有する機能は、緊急保護とアセスメントである。これらは、あくまで機能が異なるだけであり、両者が時期的に並行することもある。

一時保護の期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。

一時保護の機能として、このほか、子どものニーズに応じた子どもの行動上の問題や精神的問題を軽減・改善するための短期間の心理療法、カウンセリング、生活面での問題の改善に向けた支援等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による支援が困難又は不適当であると判断される場合などに活用する短期入所指導がある。短期入所指導は、アセスメントに連続する機能としても考えられる。こうした機能については、治療やレスパイトケアができる施設を活用することも含めて検討することが必要である。

ア 緊急保護の在り方

緊急保護を行う必要がある場合は、おおむね次のとおりである。

- ・ 補児、迷子、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- ・ 虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合（虐待を受けた子どもについて法第27条第1項第3号の措置（法第28条の規定によるものを除く。）が採られた場合において、当該虐待を行った保護者が子どもの引渡し又は子どもとの面会若しくは通信を求め、かつこれを認めた場合には再び虐待が行われ、又は虐待を受けた子どもの保護に支障をきたすと認める場合を含む。）
- ・ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはそのおそれがある場合
- ・ 一定の重大事件に係る触法少年と思料すること等のため警察から法第25条に基づき通告のあった子ども又は少年法（昭和23年法律第168号）第6条の6第1項に基づき送致のあった子どもを保護する場合

子どもの安全を確保するための閉鎖的環境（一定の建物において、子どもの自由な外出を制限する一時保護の環境をいう。以下同じ。）で保護する期間は、子どもの権利擁護の観点から、子どもの安全確保のために要す

る必要最小限とし、開放的環境（閉鎖的環境以外の一時保護の環境をいう。以下同じ。）においても子どもの安全確保が可能であると判断される場合は、速やかに開放的環境に子どもを移すことを検討する。子どもの安全を確保するため、閉鎖的環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討した上で児童相談所長が決定し、その内容を記録に留めるとともに、その必要性や見通し等を子ども及び保護者に説明する。この検討の際、あわせてソーシャルワークの進行状況等も確認し、進行管理を行う。

イ アセスメントのための一時保護の在り方

アセスメントのための一時保護（以下「アセスメント保護」という。）は、適切かつ具体的な援助指針（援助方針）を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に行う。これには、既に里親等への委託又は児童福祉施設等への措置をしている子どもの再判定が必要な場合を含む。

アセスメント保護では、子どもの状況等を踏まえ、子どもの状況等に適した環境でアセスメントを行うことが必要である。

アセスメント保護は、子どもの安全確保を目的とした緊急保護後に引き続いて又は緊急保護と並行して行われるものと、緊急保護ではないが、家庭環境や児童福祉施設等における養育環境から離れた環境下で、アセスメントを行う必要があるものとに分けられる。

なお、アセスメント保護においても閉鎖的環境が子どもの安全確保のために必要な場合には、閉鎖的環境において行なうことが想定される。

また、アセスメント保護は、計画的に行い、アセスメントに要する期間を保護者に伝えることが望ましい。

児童相談所において、子どもの援助指針（援助方針）を立てるに当たっては、児童福祉司、相談員等により行われる子どもとその家族への面接及び親族や地域関係者との面接を含むその他の調査に基づく社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の職員（委託している場合には委託先の職員）による行動診断、その他の診断（理学療法士によるもの等）を基に、これらの者の協議により総合的なアセスメントを行う。

一時保護所においては、援助指針（援助方針）を定めるため、子どもと定期的に面談すること等を含め、一時保護した子どもの全生活場面について行動観察を行うほか、こうした総合的なアセスメントを実施するため、児童相談所や関係機関との調整等を行う。

また、一時保護している子どもは、パニックを起こすことや、自傷・他害などの行為を行う場合があるが、こうした行動は、生育歴や被虐待